

主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件訂正申立の理由は末尾添付のとおりである。

しかし当裁判所は、前記判決の内容に誤あることを発見しないので刑訴四一七条一項により主文のとおり決定する。

この裁判は、裁判官全員の一致した意見によるものである。

昭和三三年七月二日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	小	谷	勝	重	
裁判官	島			保	
裁判官	斎	藤	悠	輔	
裁判官	藤	田	八	郎	
裁判官	河	村	又	介	
裁判官	入	江	俊	郎	
裁判官	池	田		克	
裁判官	垂	水	克	己	
裁判官	河	村	大	助	
裁判官	下	飯	坂	潤	夫
裁判官	奥	野	健	一	
裁判官	高	橋		潔	